



ケース 1 地上の場合

土地の取得に伴う補償

土地の取得に対する補償については、土地の所有権等に対する補償と、土地の取得に伴う建物等の移転に対する補償を行います。

▶ 土地の補償額

取得する土地に対しては、『正常な価格』をもって補償いたします。土地価格の算定にあたっては、売買実例価格、地価公示価格などを調べ、さらに不動産鑑定士による鑑定評価格を求め、総合的に比較検討した上で決定します。



▶ 建物等の移転補償額

土地に建物等がある場合は、その建物等の配置、種類、構造、敷地の形状等に基づき通常妥当と思われる移転工法を決定し、その移転工法により算定された額が建物等の移転補償額となります。



▶ 移転に伴うその他の補償額

その他、土地の取得及び建物等の移転に伴い、必要となる費用を補償いたします。主な補償項目としては

- 建物等の移転先選定に要する費用
- 登記費用等の法令上の手続きに要する費用
- 引越し等に要する費用、休業手当相当額の補償

また、営業をなさっている場合には営業補償があります。

